

事 務 連 絡

平成19年11月 8日

各厚生労働大臣認可

水道事業者

水道用水供給事業者

担当者 殿

厚生労働省健康局水道課

水道におけるPFI事業の導入検討のための手引きの送付について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

平成11年9月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下、「PFI法」という。）が施行されました。PFI法に基づく事業の実施は、設計・建設から維持管理・運営について、長期間にわたり選定された民間事業者に委ねるものであり、また、契約に至るまでの手続きも多種・多様で複雑であることから、事業実施に当たっては技術的、法律的、財政的側面等の諸点からの検討を行う必要があります。

厚生労働省では、このような状況を踏まえ、水道事業におけるPFI事業実施のための諸検討の適切かつ円滑な実施に資するため、今般、別添のとおり「水道におけるPFI事業の導入検討のための手引き」をとりまとめましたので、送付します。

各水道事業者等において、その実情に応じてPFIの導入検討を行うに当たっては、この手引きを参考とするようお願いいたします。

本件に関するお問い合わせ先

厚生労働省健康局水道課

電話：03-5253-1111 内線：4028, 4023